

平成 2 0 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 0 年 7 月 2 3 日 開会  
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成20年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成20年7月23日（水曜日）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 認定第 1号 平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第11号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第12号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第13号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第11 請願第 1号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第12 一般質問

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から
- 日程第 3 会期決定についてまで
- 追加日程 議長の辞職について

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の辞職について

追加日程 副議長の選挙

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度和歌山  
県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号））か  
ら

日程第 12 一般質問まで

出席議員（29 名）

1 番	井 口 弘 君	2 番	寺 井 富 士 君
3 番	宮 本 勝 利 君	4 番	平 林 崇 行 君
5 番	田 中 賢 司 君	6 番	西 本 和 明 君
7 番	塚 寿 雄 君	9 番	竹 村 広 明 君
10 番	山 下 久 美 子 君	11 番	前 村 勲 君
12 番	西 林 武 仁 君	13 番	福 井 健 次 君
14 番	所 順 子 君	15 番	横 矢 政 明 君
16 番	畑 中 秀 敏 君	17 番	横 畑 龍 彦 君
18 番	中 島 孝 義 君	19 番	清 水 正 巳 君
20 番	上 野 諭 君	21 番	森 下 弘 君
22 番	井 上 光 博 君	23 番	赤 松 義 之 君
24 番	岡 谷 裕 計 君	25 番	吉 田 盛 彦 君
26 番	朝 本 紀 夫 君	28 番	三 原 勝 利 君
29 番	佃 奈 津 代 君	30 番	佐 古 守 君
31 番	角 将 範 君		

欠席議員（2 名）

8 番	辻 本 宏 君	27 番	橋 本 謙 二 君
-----	---------	------	-----------

説明のための出席者

広域連合長 真 砂 充 敏 君 副広域連合長 山 田 五 良 君

副広域連合長	木下善之君	事務局長	田中友喜君
総務課長	梶村智君	業務課長	北野幸広君
総務課長補佐	安井正典君	業務課長補佐	沼田和巳君
業務課長補佐	高岡秀人君		

事務局職員出席者

書記長	小畑敏道	書記	田邊治
-----	------	----	-----

午後1時00分 開議

議長 ただいまから平成20年7月23日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選任または再任されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に御坊市の西本和明君、白浜町の岡谷裕計君、日高川町の赤松義之君、上富田町の吉田盛彦君、海南市の宮本勝利君、有田川町の横畑龍彦君、古座川町の佃奈津代君が選出されました。なお、佃奈津代君は再任であります。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 平成20年7月、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

広域連合議会におきましても構成市町村での選挙や広域連合議員の交代があり、御坊市の西本議員、白浜町の岡谷議員、日高川町の赤松議員、上富田町の吉田議員、海南市の宮本議員、有田川町の横畑議員、古座川町の佃議員の7名の方がご就任されました。心からお喜びを申し上げます。

私も去る5月15日に県下全市町村長の皆様の温かいご支援により、第2代広域連合長に就任いたしました田辺市長の真砂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年度は新しい医療制度運営の基礎的な体制の構築、そして本年度から後期高齢者医療制度が施行され、私ども広域連合及び構成30市町村が執行機関としての役割を担って4カ月が経過しようとしているところでございます。

議員の皆様ご承知のとおり、新しい制度のスタートは決して順調なものではありませんでした。国の制度説明・周知の不足に加え、一部マスコミの誤報道等により被保険者の方の不安をあおるといった面もございましたが、多くの被保険者の方々が生活のセーフティーネットとして大きな役割を担う社会保険制度、医療保険制度に対して声を大にしてご自分のご意

見を述べられた、言いかえますと本当の意味で制度に参加された画期的な出来事だとも考えております。

さて、本年度、そして来年度と、制度改正やそれに対応するためのさまざまな法整備等も予想される中、必要となる財源措置がいまだ明確にされていないのは、制度を運営する者としていたしましては非常な不安材料でございます。

去る6月27日に閣議決定された経済財政改革の基本方針2008において、平成21年度予算の基本的な考え方として、「これまでの基本方針にのっとり、最大限の削減を行うとともに、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う」と方向づけがなされており、国の予算にどのように反映されるのか、その動向に注視してまいりたいと考えてございます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による新しい財政規律の適用に伴う構成市町村の対応も当然視野に入れ、今後の制度運営を組み立てていかなければなりません。

広域連合を構成する30市町村との連携を一層強化し、被保険者の皆様のご理解を得ながら、安心して、そしてご利用いただきやすい制度となるよう努めてまいります。今後とも議員の皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本会議におきましては、専決処分の報告3件、平成19年度決算に関するもの1件、予算に関するもの2件、人事案件1件についてご審議をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

議長 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、5番田中賢司君及び24番岡谷裕計君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

{「異議なし」と言う人あり}

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長。

書記長 ご報告いたします。

平成20年7月10日付、和広第77号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成20年2月21日付、和広監第12号、平成20年3月31日付、和広監第13号、平成20年4月18日付、和広監第1号、平成20年5月20日付、和広監第2号、平成20年6月17日付、和広監第3号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

次に、平成20年7月22日、「後期高齢者医療制度に関する請願」が和歌山県社会保障推進協議会から提出され、同日これを受理いたしました。請願第1号としてお手元に配付いたしております。

次に、平成20年4月15日、「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書」が、和歌山県社会保障推進協議会から提出されました。

次に、平成20年5月12日、郵送により「後期高齢者医療制度の廃止を求める要望書」が、労働者住民医療機関連絡会議から提出されました。

次に、平成20年6月13日、「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情書」が、和歌山県社会保障推進協議会から提出されました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

議長 今の書記長の報告に一言だけつけ加えておきますが、先ほど傍聴者から、福井議員の請願の趣旨説明の際に撮影を許可してほしいと、こういう申し出がありました。撮影、傍聴等の許可につきましては、最終、議長の判断ということになっておりますので、その点に限ってのみ撮影を許可するというにさせていただきましたので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、暫時休憩をします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

議長、井口弘君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、井口弘君の退席を求めます。

〔井口 弘君 退席〕

事務局より辞職願を朗読させます。

書記長

#### 辞 職 願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成20年7月23日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 井口 弘

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 角 将範 殿

副議長 お諮りいたします。

井口弘君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、井口弘君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔井口 弘君 入場・着席〕

副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決定しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に宮本勝利君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました宮本勝利君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました宮本勝利君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮本勝利君が議長におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

宮本勝利君、登壇願います。

〔宮本勝利君 登壇〕

議長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方のご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選させていただきました海南の宮本でございます。厚く感謝し、御礼を申し上げます。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございます。議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

副議長 それでは、議長、議長席にお着き願います。

これで私の役目を退任させていただきます。ありがとうございました。

〔副議長自席へ、議長着席〕

議長 1番、井口弘君。

〔井口 弘君 登壇〕

井口議員 第2代議長として1年間務めさせていただきました。この1年間、皆様方には大変お世話になりましてありがとうございました。

後期高齢者のこの医療問題につきましては、今、大変世間の注目を浴びているところでございます。私も一議員として、この議論の中に今後参加をしてみたいと思います。

本当にありがとうございました。一言御礼にかえます。(拍手)

議長 報告します。

副議長、角将範君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、角将範君の退席を求めます。

〔角 将範君 退席〕

議長 辞職願を朗読させます。

書記長

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成20年7月23日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長 角 将範

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮本勝利 殿

議長 お諮りいたします。

角将範君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、角将範君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔角 将範君 入場・着席〕

議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佐古守君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐古守君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐古守君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐古守君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

佐古守君、登壇願います。

〔佐古 守君 登壇〕

副議長 北山村の佐古でございます。

もとより浅学非才でございますけれども、議長をしっかり補佐し、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

議長 31番、角将範君。

角議員 副議長の退任のあいさつをさせていただきます。この一年間、副議長を務めさせていただきましたところでございますけれども、何分、私、串本町というこの紀南の端から参っていますものですから、和歌山市におられる井口議長とはなかなか遠いものでコミュニケーションをそんなにとる機会もなく、お手伝いすることも余りございませんでしたが、皆さん、これからも議長、副議長を支えて広域連合の議会をスムーズに進めていただけることを祈願いたしまして、ごあいさついたします。

どうも1年間ありがとうございました。（拍手）

議長 次に、日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第9、議案第12号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」までの6件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案説明の前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

本日、先ほどからの正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に宮本議員、そして副議長に佐古議員がそれぞれご就任されました。お二人のご就任を心かお喜び申し上げます。

現在、私たち広域連合は、安定した制度の運用に向け、一丸となって取り組んでいるところでございます。どうか今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、お祝いの言葉とさせていただきます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、事務局から補足をさせることにいたしたいと存じます。

まず、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」でございます。

本年2月の定例会でご承認いただきました補正予算後におきまして、国庫補助事業の事業費が確定したこと等に伴い専決処分を行ったものでございます。

続きまして、承認第3号及び承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」でございます。

後期高齢者医療制度の施行状況等を検証し、制度の円滑な運営を図るため、本年6月12日の政府・与党協議により、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減対策等が決定され、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、所得の低い方への保険料の軽減対策の拡大が決定されたことに伴い、住民周知を早急に図る必要があること等から、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

以上、承認第2号から承認第4号につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、ご報告、ご承認をお願いするものでございます。

認定第1号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございますが、地方自治法第233条の第3項の規定による監査委員の意見をつけ、同法同条第5項の規定に基づく平成19年度主要施策の成果等報告書の提出とあわせ、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第11号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、これは特別会計への繰出金の補正でございます。

議案第12号は「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」でございますが、後期高齢者医療給付費準備基金積立金の補正でございます。

以上、簡単でございますが、提出議案についての説明を終わります。何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、田中友喜君。

〔事務局長 田中友喜君 登壇〕

事務局長 それでは、補足説明をさせていただきます。

承認第2号、第3号、第4号、認定第1号及び議案第11号、第12号までを一括してご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,128万6,000円を減額し、補正後の予算額

を8億608万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては5ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億630万円の減額は、事業費確定に伴う補正でございます。

6ページをお願いします。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金3,528万1,000円の増額、第2目民生費国庫補助金1億29万7,000円の減額は、ともに補助対象事業費の確定によるものでございます。計で6,501万6,000円の減額補正となっております。

7ページをお願いします。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金911万3,000円の増額は、平成18年度の決算剰余金を受け入れるものでございます。

8ページをお願いします。

第4款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子91万7,000円の増額は、公金の運用・管理に伴う利率確定によるものでございます。

9ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費6,798万9,000円の減額につきましては、諸経費の確定・精算等による補正でございます。

臨時職員の賃金が1名で済みましたので、7賃金で247万7,000円の減額、事務所の電話料の減少で12役務費287万1,000円の減額、それから後期高齢者医療制度創設に伴う電算処理システムの構築に必要となる経費が、電算機の保守委託料が納入時期により9カ月分減額となったことと、システム全体等の交渉等により電算システム保守委託料の支払いの必要がなくなったこと等により、13節委託料で3,110万1,000円と電子機器等借料の14節の使用料及び賃借料で2,646万5,000円の減額、それからサーバー室改修工事の入札により入札差額が出ましたので、15工事請負費507万5,000円の減額となっております。

10ページをお願いします。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費9,329万7,000円の減額につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴い、被用者保険の被扶養者の方の負担軽減の特例措置の補填と制度の広報・周知経費として国から交付を受けた交付金の確定に伴う減額でござ

います。

なお、本件は、6ページの高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の減額と相互に関連してございますので、ご了承ください。

以上で承認第2号の説明を終わり、承認第3号のご説明をいたします。

11ページをお願いします。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。これは、先ほど広域連合長からもお話ありましたように、6月12日に行われました政府・与党協議の後期高齢者医療制度の見直し結果に基づき、本年度実施することが決定された特別対策を円滑に施行するために、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したものでございます。

改正の趣旨でございますが、後期高齢者医療制度の所得の低い方への保険料軽減措置の拡大に対応するため、所要の改正を行ったものでございます。

12ページをお願いします。

改正の内容でございますが、2点ございます。

1点目は、附則第10条におきまして、所得割の減額の特例として、基礎控除後の総所得金額58万円以下の被保険者の方、年金収入で211万円以下の方でございますが、この方々の保険料の所得割額を2分の1に軽減すること。

2点目は、第11条におきまして、均等割額の減額の特例として、保険料の均等割額を7割軽減とすることとされていた総所得金額が15万円以下の方、年金収入では168万円以下の方でございますが、この方々の軽減率を拡大し、8.5割とすることでございます。

また、市町村において7月上旬から被保険者の方に賦課決定通知を送付することにあわせ広報を周知することが効果的であることから、専決処分とさせていただきます。

続きまして、承認第4号でございます。

改正の趣旨は、保険料負担軽減に伴う保険料積算の端数計算等の取り扱いが、その後国において変更されました。この端数計算等のための所要の改正を行ったものでございます。

承認第3号と対比していただく必要がございますので、17ページの新旧対照表をごらんください。左側が承認第4号、右側が承認第3号、そして左右のアンダーライン部分が改正部分でございます。

改正部分は2点ございます。

1点目は、第11条の規定で8.5割軽減の計算方法及び端数計算方法の変更でございます。こ

これは均等割額8.5割を軽減した後の端数を軽減するということとさせていただきます。これを当広域連合でお示しすると、6,500円が6,300円に200円軽減されることとなります。

2点目は、新たに追加した第12条の賦課額の特例の規定でございます。これは、新たに軽減措置を行った均等割額と所得割額を合わせた保険料総額から仮徴収額を減じたときに差が生じた場合に、500円未満を上限としてその差額を免除することとさせていただきます。

この2点とも対象となる被保険者の方には有益・有利な対応となるため、重ねての専決処分としたところでございます。

これらの専決処分で均等割額の8.5割軽減の対象となる方は5万4,311人で、全体の被保険者の39.7%となります。これは7月12日現在の課税台帳の調べでございます。

それから、所得割の2分の1の軽減の対象者は1万1,213人で、全体の被保険者の8.2%となります。

それから、均等割額8.5割軽減、それから所得割額の2分の1の軽減が同時にかかる方は2,210人で、全体の被保険者の1.6%となります。

今回の均等割額、所得割額の軽減対象者は6万5,524人で、全体の被保険者の47.9%となります。

なお、今回の減額分については、全額国から補填されることになってございます。

以上、承認第2号から第4号の説明を終わらせていただきます。

19ページをお願いします。

続きまして、認定第1号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見書を添付するとともに、同法同条第5項の規定による平成19年度主要施策の成果等報告書もあわせて提出してございます。

平成19年度は、後期高齢者医療制度施行に向けての基礎的な体制を構築する期間でございましたので、制度運営に欠くことのできない電算システム等の導入に伴う経費が主なものとなってございます。

別添の平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書に沿ってご説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお願いします。決算書でございます。

一般会計の歳入につきましては、8億610万7,888円でございます。対前年度比3,704.53%の増となっております。

3ページ、4ページをお願いします。

歳出につきましては、7億8,312万30円でございます。対前年度比6,386.12%の増となっております。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

5ページ、6ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額3億6,070万円は、広域連合構成30市町村からの事務費分賦金でございます。

第2款国庫支出、第1項国庫補助金、第1目総務費補助金、収入済額3,528万1,000円は、電算処理を行うサーバー室の改修や電算システムの修正等を行うために交付を受けたものでございます。

第2目民生費国庫補助金、収入済額3億9,967万4,536円は、後期高齢者医療制度創設に伴い、被用者保険の被扶養者であった方の負担を軽減するための特例措置導入に伴い、不足すると見込まれる保険料の補填及び制度の広報・周知を図るために交付を受けたものでございます。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金911万4,310円は、平成18年度からの繰越金でございます。

第4款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子、収入済額114万5,448円は、公金の管理・運用に伴う預金利子を受け入れたものでございます。

第2項雑入、第1目雑入、収入済額19万2,594円は、派遣職員1名の家賃自己負担分等でございます。

以上で歳入の説明を終わりにして、歳出に移らせていただきます。

7ページ、8ページをお願いします。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、支出済額242万1,957円は、当広域連合議会の運営等に要した経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額3億8,081万7,262円は、広域連合事務局の運営及び後期高齢者医療制度施行開始に向けた基礎的な体制を構築するために要した経費でございます。

10ページをお願いします。

主なものは、広域連合と構成30市町村の電算処理システムを結ぶ通信回線の敷設、使用等に要した12節役務費2,353万4,173円、被保険者の情報管理等を行う電算システムの構築等に

要した13節委託料 1億9,749万8,732円、電算処理システムをリース方式により導入したことに伴う14節使用料及び賃借料3,953万6,272円でございます。

11ページ、12ページをお願いします。

サーバー室の改修工事の15工事請負費892万5,000円、事務用の追加端末機3台の追加及びソフト購入の18備品購入費153万7,649円でございます。

広域連合へ13名の職員を派遣していただいております自治体へ派遣職員給与等負担金として19節負担金補助及び交付金として9,304万8,315円を支出してございます。

なお、8ページの不用額の1,977万1,738円につきましては、さきの補正でも述べましたとおり、主に13節委託料で生じたものでございまして、電算機の保守委託料が納入時期により9カ月分減額になったことと、システム全体等の交渉等により電算システム保守委託料の支払いの必要がなくなったこと等によるものでございます。

第2目公平委員会費、支出済額3,285円は、公平委員会の運営に要した経費でございます。

第2項選挙費、第1目広域連合議会議員選挙費、支出済額1万2,376円は、広域連合議会議員選挙を執行した市町村との事務連絡に要した経費でございます。

第2目選挙管理委員会費、支出済額3万1,704円は、選挙管理委員会の運営に要した経費でございます。なお、選挙管理委員会の運営に伴い、全額予備費を充用してございます。

13ページ、14ページをお願いします。

第3項監査委員費、第1目監査委員費、支出済額15万8,910円は、監査事務の執行に要した経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費、支出済額3億9,967万4,536円は、先ほど歳入のところで、後期高齢者医療制度創設に伴い、被用者保険の被扶養者であった方の負担を軽減するための特例措置導入に伴い、不足すると見込まれる保険料の補填及び制度の広報・周知を図るために国庫補助金の交付を受けた旨ご説明いたしましたが、その交付条件として、補助金の適正な管理のために基金を設置することとされており、その基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ受け入れた補助金全額を積み立てたものでございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子につきましては、一時借入れを行うことなく順調に資金繰りを行ったため支出はございません。

第5款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、3万1,704円を選挙管理委員会費に充用いたしてございます。

なお、歳入、歳出とも翌年度への繰り越しはございません。

15ページをお願いします。

ただいま説明をさせていただきました歳入歳出の結果、実質収支は2,298万7,858円の黒字となっております。

16ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

財産として保有するものは後期高齢者医療制度臨時特例基金1件で、平成19年度中に積み立てを行う一方、取り崩しを行っておりませんので、年度末現在高は3億9,967万4,536円となっております。

以上で、認定第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」のご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと思います。議案書の20ページをお願いします。

歳入歳出からそれぞれ9,329万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算額を5億8,106万円とするものでございます。

23ページをお願いします。

歳入でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金9,329万7,000円の減額は、承認第2号でご説明をいたしました国庫補助金の受け入れ額確定との整合性を図るため補正するものでございます。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金は、歳入の繰入金の減額に伴い、9,329万7,000円の減額となっております。

以上で、議案第11号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第12号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」のご説明をいたします。

25ページをお願いします。

歳入歳出からそれぞれ9,329万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算額1,077億4,792万2,000円とするものでございます。

28ページをお願いします。

歳入でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第2目その他一般会計繰入金9,329万7,000円の減額は、被扶養者の特例措置等の財源補填としての一般会計からの繰入金でございます。

29ページをお願いします。

歳出でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金9,329万7,000円の減額は、繰入金減額に伴うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている6件のうち、まず日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 それでは、今回の議案についてなんですけれども、15ページに今回軽減措置がされるということで、20分の17ということで、165万円以下の方はこの対象になるということ

なんですけれども、私は前々から言っているように、本当に少ない年金で生活している方はたとえ1万でも1,000円でも、いっぱいいっぱいの方は物すごい重荷になるんですよ。だから、この後期医療者制度については、払っていただける老人の方にはしっかり老人医療というものを支えていただき、そしてどうしてもどうにもならん、弱者救済、そういうところには、私は100%、10割の減免ということを前々からお願いしているんですけども、当然これは国からおりてきたことなんですけれども、和歌山の後期高齢者の広域はこの金額でよろしいんでしょうか。10割減免ということは考えていないんでしょうか。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 4番議員さんにお答えいたします。

前の議会でもご質問があったようでございますけれども、10割減免については、特別な事情がない限り減免することはできませんということでお答えさせていただきたいと思えます。

なお、ただ我々も減免について国から定められた制度でございますので、独自の減免をやるということについては、広域連合のほうとしては考えてございませんので、その点も含めてご了解を願いたいと思えます。

議長 再度ご質疑ございませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 国から定められた制度ということなんですけれども、それじゃ、今回全額国からの補填ということなんですけれども、これずっと続くんですか。何年も続いて間違いなく国からきっちりした補填があるのか、その確認、お願いします。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 再質問にお答えいたします。

現状、特別対策として、20年については、いわゆる専決処分をお願いしている条例の中での差額2分の1、それから8.5の均等割、こういうものについては現状すべて補填をしますと。それとあわせて広域連合、それから市町村の若干システムの変更も必要になりますので、この部分もすべて補填をしますよということでございます。

それから、お尋ねの21年度については、今のところこの部分も補填をするということで方向性を出しているようでございますので、これは補填されるだろうというふうに我々も思っております。

なお、21年度以降につきましては、いわゆるこの8.5と2分の1の軽減、これについては21年度に政省令が出るようでございますので、この点につきましてはそういう形なので、以降ですけれども、これは基盤安定の措置ということになりますので、現状基盤安定であれば、県が4分の3、市町村が4分の1を補填しているような現状でございますので、今のところ確実に21年度以降も国がこれを補填するということについては、今のところ明確なお答えをいただいております。20年度、21年度については、今のところ確約的にできるものであると思っておりますけれども、以降については確実なものをいただいておりますし、今のところそういう情報もなかなか出てきていないと、こういうことでございます。

ただ、我々今後とも、いわゆる基盤安定対策になりますと県の4分の3、それから市町村の4分の1というような負担になってくると大変なことになるだろうと。非常に市町村としてもさらに重い負担になる、こういうふうに思っておりますのでございまして、情報をつかみ次第、いろんな情報を市町村には流していきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

議長 再度ご質疑ございませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 2年間の保証はあるということなんですけれども、それ以後はわからないと。当然2年間という余裕がありますから、世の中いろんな動きがあると思っておりますけれども、私のところの橋本市にとっては、市のこれ以上の負担は絶対に許しがたいことやということは議会一致、ほとんどの議員がおっしゃっていることです。ですから、そういうことがないように、厳しく事務局のほうから国に対しての要望を上げていっていただきたいと、そのように思います。これはお願いです。

そしてあと、この軽減措置なんですけれども、ちなみに各市町村で割り当てはあるかどうか。私のところの橋本市は、軽減割合の均等割7割から、ええところで8.5割の軽減の対象被保険者は2,540人です。5割軽減は581人、均等割5割軽減が154人、均等割2割軽減は461人と。これは収入だけですので、その人が財産を持っているとか貯金があるとか、ほんまに見ても裕福であるという方は当然ここから省かれるにしても、かなりの対象者がいてることなんですけれども、これは要望が上がったら、例えば橋本市さんは何人ですよ、和歌山市さんは何人です、ほかのところは何人ですと、そういうふうな割り当てをするのか。それじゃないと。何人までがこれを受けられるのか。予算がありますよね。無限大に国も予算を入れてくれるわけじゃないと思っておりますので、その辺の数というのは把握しておりますか。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 現状7割の軽減者については、20年度対象になる方はすべて対象になります。これは予算枠は関係ございません。

それで、先ほど補足説明で説明したように、いわゆる8.5割軽減の対象となる方は5万4,311人ございます。これは全体の被保険者が今13万6,786人と押さえています。その中で約40%の方が対象になる。

それから、2分の1の軽減の対象については1万1,213人が対象になると。これは所得によりますので、その所得以内であれば、仮に10万人あろうが20万人あろうが全部対象になります。それは国の予算枠というんですか、そういうもの関係なしに、対象があれば全部補填していただくということでございます。

議長 他にご質疑ございませんか。

〔「議長、4番」と言う人あり〕

議長 質疑は3回ということの申し合わせをしております。

他にご質疑ございませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

今、話を聞いておりまして、少し心配になることがあるわけです。それは、きのう、きょうの新聞なんですけども、社会保障費、これ2,200億円削減するということが政府のほうで決まったそうです。ですから、今の政府は、アメリカの艦船にどんどん燃料は入れたるけれども漁船には入れたらんという政府ですから、本当にこの減額をしたらうと言うとるのは、そんなに続けてできるんか、そう心配になってきたんですよ。1年間に2,200億円も削減、社会保障費を減額するんですよ。どうなんですか、これ本当に信用しとってよろしいんですか。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 どのようにお答えしたらいいのかわからないんですけども、ただ先ほどの議員さんもお質問あったように、我々も市町村や被保険者の方にできるだけご負担をかけないようにということで、福井議員さんがおっしゃったように、できるだけというんじゃなしに、我々も厚生労働省に対して強い要望をしていきたいというふうに思っております。これは、先ほどの20年、21年云々の話があったんですけども、こういうものが県、市町村へ負担を

求められていくような状況であれば、非常に市町村も大変なことになります。そういうことで、我々も国に対して強く要望をしていきたいと、このような答えでお許しを願いたいと思います。

議長 再度ご質疑ございますか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

私もこれには、少しでも低所得者の人に減額をするといういい方向ですから、反対はしません。しかし、やはり今国が進めている方向は、後期高齢者であろうと何であろうと社会保障を切り詰めていくという方向に行っていますからね。ですから、本当に減額してくれるんやったらどれぐらい続けてやってくれるんか、そういう保証をとるように努めていただきたいというふうに思います。

今の政府は、残念ながら収入ゼロの人からでも保険料を徴収するんです。生活保護以下の人からでも、保険料を徴収するんです。これは、憲法に違反していると思っているんですが。こういう政府だからこそ、この減額とか、こういうものもやはり我々は強く監視していかなければならないというふうに思うんです。ですから、広域連合の職員の皆さんもまゆにつばをつけてよく確認をしていただきたいというふうに思うんですが。

議長 質疑ですか。

福井議員 そういうことで、ちゃんと押さえておいてほしいと。だから、そういうところに力を尽くしてくれるかどうか、お考えをお聞きしたいんです。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 もちろん我々も30市町村を代表した広域連合の職員でございますので、被保険者の方、いわゆる市町村の負担ができるだけないように、今後とも広域連合から強い要望をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 再度ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 全員起立。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、認定第1号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

4番、平林崇行君。

平林議員 この決算の認定についてですけれども、その前に、決算審査意見書というのを資料としていただいております。その中で、結びの中で少し気になることがあったんで、ちょっと確認させてください。

11ページです。「後期高齢者医療制度施行と同時に提起された本制度への国民的な議論の高まりを受け、後期高齢者医療制度における財源負担のあり方も大きく転換していくことが

予想されるところであり、また、構成市町村から義務的に一定の負担を求めることから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行を踏まえ、新しい地方財政再生制度における構成市町村の状況も視野に入れながら、さらなる事務事業の見直しや歳入の確保を十分に検討し、適切な医療サービス提供の達成に向け、迅速かつ果敢に取り組まれることを切に願うものである」という意見書が出ております。

この部分に対しまして私が聞きたいのは、「さらなる事務事業の見直しや歳入の確保を十分に検討する」。どういうふうに見直し、検討をするのか、するべきなのか。また、そして、この適切な医療サービス提供の達成に向け、迅速かつ果敢に取り組まれることという、どういうふうにもこれも取り組んでいくべきなのか。要は、今、後期高齢者でいろんなことが出てきています。例えばお医者さんが延命治療をせえへんというのを老人に認めたら3,000円くれるとかという、私から言うたらちょっとおかしいなと思うような、そういうことも進んでいるみたいですからね。ですから、どうこの広域連合の中では進めていくのか。この2点、お願いします。

議長 答弁願います。

事務局長、田中友喜君。

事務局長 これは監査委員さんの報告でございますので、このことを受けてというお話になろうかと思えます。

そういうことで、まず財政的な問題で、非常に事業ということなんですけれども、実はこの根底には、我々が考えておりますのは、今、制度が非常に改正されております。それで、今までも広域連合としましても、先ほど補正でお願いしたシステムの修正等なんかの補助金をいただいたのも、これは各都道府県の広域連合から、こういうシステムの修正については、全額国のほうから補助をしていただきたいということで1点認められた分もございます。

そういうことで今後、今、専決処分をお願いした均等割、それから所得割のこのシステムの改修についても全額事業費を見てほしいと、こういうことが一つの財政を円滑に運営するために必要なこと。

それから、迅速な対応なんですけれども、実は専決処分を行ったのが47都道府県の中で一番早かったのは和歌山県なんです。これは、均等割、それから2分の1の所得割の軽減をやるというふうに全国で一番最初に専決処分をお願いした。こういうふうな、すべて国の制度の情報をつかみながら、非常に迅速に我々是对応していきたいということでございます。

それから、経費の節減等でございますけれども、これも30市町村の分賦金で事務等の部分

については賄われてございますので、我々としては、必要でないものについてはできるだけ支出をしないようにと。これはもう平成18年度の準備委員会からもこのような指示で行ってきているところでございます、実はこの決算報告の文章については、監査委員さんから私どもにこういうことですよと送られたものでございますので、これにこたえたというお答えで答弁をさせていただいた、こういうことでございます。

議長 再度ご質疑ございますか。

4番、平林崇行君。

平林議員 今ご説明ありましたように、和歌山県が一番に情報を取り入れてやっている。私は素晴らしいことやなと思いますので、ほかのいろんな諸問題、市民、県民の人から上がってくる諸問題についても、国のやり方についても迅速に、そしてかつ結果が出るようお願いしておきます。要望で結構です。

議長 他にご質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、認定第1号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第11号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第12号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井口弘君の退席を求めます。

〔井口 弘君 退席〕

議長 広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 議案書30ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案は、現在欠員となっております広域連合議会議員のうちから選出いたしております監査委員に、井口弘議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項

の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市六十谷443番地の9、昭和17年5月5日生まれ、66歳でございます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決しました。

〔井口 弘君 入場・着席〕

議長 次に、日程第11、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

13番、福井健次君。

〔福井健次君 登壇〕

福井議員 13番、福井です。

「後期高齢者医療制度に関する請願」の紹介議員になりましたので、趣旨の説明をさせていただきます。

請願書の中身を紹介議員が変えるわけにはいきませんので、この請願理由を読み上げさせてもらって紹介ということにさせていただきます。

少しだけ私のコメントをさせていただきます。

先ほど紹介しました社会保障費が国の予算から2,200億円削減されるという問題と、そして療養ベッドが11.5万床削減されるということも報道されています。このことが後期高齢者医療にどのように影響するのか心配であります。

そして本文ですが、この請願書が皆さん方のご賛同を得まして取り上げられましたら、私は、今、中止・撤回を参議院で可決されましたけれども、次の衆議院での中止・撤回のこの

議案が議決されるのか、それにこの請願は力を発揮するのではないか、そういうふうに思います。その上に立って請願書を読み上げさせていただきます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、井口弘殿。

後期高齢者医療制度に関する請願。

請願人の住所を読み上げます。住所、和歌山市湊通り丁南1丁目1の3。団体名、和歌山県社会保障推進協議会。代表幹事、瓦野昌治、井戸茂樹、大森米三郎、武内正次。連絡先は073-425-9355。そして、紹介議員は福井健次、私であります。

請願の趣旨は、後期高齢者医療制度について請願します。

2、請願理由。

住民の福祉と生活向上のため、日々のご活躍に敬意を表します。

さて、後期高齢者医療制度は4月からスタートしましたが、高い保険料が年金から天引きされ、後期高齢者だけの独自の診療報酬が設定されるなど、「生活できない」「死ぬというのか」「姥捨て保険だ」との高齢者の怒りの声がますます高まっています。

「高齢者の医療の確保に関する法律」は、その目的に「医療費適正化を推進する」ことを掲げ、国及び都道府県に「医療費適正化計画」の作成を義務づけ、際限のない医療費削減に道を開くものです。この根本が改まらない限り、低所得者の保険料軽減などの一部の見直しを行ったところで問題は解決しません。制度を撤廃するしか解決の道はありません。

後期高齢者医療制度について、新聞各紙の世論調査で「評価しない」と答えた人が7割をこえるなど、世代をこえて国民の圧倒的多数が批判を高めています。全国の都道府県医師会の大半が反対や批判の態度を表明するなど、医療関係者からも反対や中止を求める声広がっています。また、制度の中止を求める請願署名が500万筆をこえ、制度の中止・撤回を求める地方議会の意見書採択数が614に達しており、県内では県議会をはじめ、3分の2に及ぶ20市町議会が意見書を採択しています。国会では、参議院で「後期高齢者医療制度廃止法案」が可決されました。

つきましては、貴議会におかれまして、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづきまして内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

請願項目。後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に意見書を提出してください。

以上です。どうかよろしくご賛同のほどをお願い申し上げます。

議長 以上で説明が終わりました。

この際、ただいまの趣旨説明に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、請願第1号「後期高齢者医療制度に関する請願」を採決します。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程第12、「一般質問」を行います。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

一般質問、4点させていただきます。

まず第1番目に、後期高齢者医療を中止・撤回していただきたい旨の意見書を広域連合から関係省庁へ提出していただきたい。真砂連合長のお考えをお聞きしたいということであり  
ます。

今、憲法や高齢者の医療の確保に関する法律、その中の高齢者の医療の適正化ほか医療費の適正化という文言をとらまえて、医療費を削減すると、医療の質を落とす、そういうことが考えられております。

日本の憲法は、もともと国民の福祉の増進を目指しています。その憲法によってつくられ

た高齢者の医療の確保に関する法律も、その文面は少し前に改定されまして、「適正な医療費」という文言が入れられました。それをもって、現在国は都道府県に医療費の削減計画を立てるというふうな通知をし、削減させているようではありますが、しかしこれは大きな間違いであり、高齢者の医療の確保に関する法律の目的を読めば、福祉の増進を目指す、これがこの法律の目的だということになっています。そこから見れば、高齢者の医療を差別したり、そして医療内容が後期高齢者の制度になって質が落とされるということは、憲法や高齢者の医療の確保に関する法律に違反するというふうに思います。

そして、なぜそのようにこの後期高齢者医療制度は75歳以上のお年寄りを差別して、そして安上がりの医療費で、もう死んでいってほしい、そういうふうに高齢者が思うような医療をするのかと。それには、厚生労働省の土佐和男さんという官僚がありますが、その人が高齢者をどう位置づけたか。

1つは、複数の病気にかかっている、治療してもなかなか治らない、認知症にもなっている人が多い。間もなく死が訪れる、いずれ死が訪れるんだというふうに規定しているわけです。ということは、この人らには医療費をつぎ込んでももう仕事はできんだろうし、認知症になってそのうちに亡くなっていくんだ、だからそういう人にはお金をかけないで亡くなってくれたら国の財政にもいい方向に働く、そういうふうにしかこの3つの見方から見てならないわけです。

ですから、1つは、後期高齢者になったら、医者に行ったら定額の料金になるわけです。たしか6,000円だったと思うんですけども、6,000円ぐらいしか1カ月に使えない。それから、入院したら、あなたの入院費はここですから、大体この辺に退院をしてほしいと、そういうふうな計画が立てられ、そして重症の人はもう延命治療をしてもらわなくても結構だ、そういう誓約をとれば、その病院に200点の点数が与えられる。家族やとか本人が、もう私は医者へは通えへん、もうすぐ楽にしてほしい、もう延命治療はしていらんというのならまだしも、そうではなしに、病院のほうから働きかけて、1時間ぐらいかけて説得して、相手が認めたら200点あげますよと、そういうふうなことが推奨されているということなんですね。

そして、こういう問題に対して、自民党の先輩で首相になった人がこの後期高齢者医療制度には反対しています。例えば中曽根元首相はこう言っています。「名前が実に冷たい。愛情の抜けたやり方に老人が全部反発している。至急もとに戻して考え直す姿勢をはっきり示すことを求める」、こういうふうに言っていますね。そして、外務大臣を務められた塩川正十郎さんは、「自宅に届いた後期高齢者医療制度の通知、この紙切れは私の人生を否定する

ものでしかなかった」、こう述べています。そして、見知らぬ男性に涙目で、私はもう死ねということかと訴えられ、国が間違っていると返すのがやっとだったというのです。これは産経の4月17日号に載っているものです。

このように、自民党の先輩の議員、それも大臣や総理大臣になった人、この人らが、もう後期高齢者をやめなさい、撤回しなさい。そうでないと、それこそ今ごみのように拾われ、烈火のごとく怒っている高齢者を初め国民の声をやはり聞いて、私はこの後期高齢者医療制度を撤回して中止してほしい、このように考え、連合長に中止・撤回の意見書を政府の関係省庁に上げてほしいというふうに私はお願いをします。この請願を連合長に取り上げてもらって、国に意見書を出してほしい、このようにお願いをしております。連合長のご意見をお聞きしたいと思います。

それから、2つ目ですが、退院指導がどれだけ採用され、その状態がどうなっていて、どう考えているのか。

3つ目に、集団健診も受けられるようにすべきと考えますが、お考えはあるか。

4つ目に、保険料が今凍結されている社会保険被扶養者、扶養家族の保険料徴収凍結、これは10月以降も続けるべきだと思いますが、広域連合としてはどうお考えかお聞きしたいと思います。

以上、4つの質問をいたします。

議長 お答え願います。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 13番、福井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の広域連合から中止・撤回の意見書を政府に提出していただきたいとのご質問にお答えをいたします。

4月の後期高齢者医療制度の施行後、保険証の未着、年金天引きのミス、国民健康保険料と比較して後期高齢者の保険料の増加等、診療報酬では終末期相談支援や後期高齢者診療料等の問題などで、全国規模で制度の不满等の批判の声が上がり、さまざまな団体等が国に対し、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めました。

また、6月6日には参議院本会議で廃止法案が野党の賛成多数で可決され、衆議院に送られることになりました。

その後、6月12日に政府・与党協議により、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減

等について制度の見直しが行われ、今議会で条例の専決処分の承認をお願いしたところでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、まだまだ様々なご意見があると考えております。これまでの老人保健制度のもとにおいては、いわゆる現役世代と高齢者世代との費用負担のあり方が不明確で、今後増加せざるを得ない現役世代の負担について理解を得ることが困難となるおそれがあること、保険者間の保険料負担の公平化が不十分であること、国民皆保険を維持するために重要となる国民健康保険の運営の安定化にとっても依然として課題が残ること、老人保健制度を運営する市町村の責任が不明確であることなどの問題点があったことから、医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する改革の基本的な方向を示した平成15年3月28日閣議決定の健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針において、前期高齢者の制度間の偏在による医療費負担の不均衡を調整する制度を設けるとともに、後期高齢者については、その保険料、国民健康保険及び被用者保険からの支援並びに公費によりその給付等を賄う新たな制度を設けること、これら制度の創設に伴い、老人保健制度及び退職者医療制度を廃し、世代間、保険者間の保険料負担の公平化及び制度運営に責任を有する主体の明確化を図ることとされたところであります。

後期高齢者医療制度は、当該基本方針を基本的な方向としながら、その後の検討成果を踏まえ、今回の一連の医療制度改革における不可分の重要な要素として創設されたものであり、そのねらいとするところは、75歳以上の高齢者等の医療費について、現役世代と高齢者世代との負担割合を明確化すること、都道府県単位の後期高齢者医療広域連合を運営主体とすることにより責任の明確化を図るとともに、市町村単位で運営されている国民健康保険と比較して財政運営の安定化を図ることなどであります。

ご質問の場合においては、後期高齢者医療制度を創設したこうしたねらいが達成できなくなるのみならず、今回の医療制度改革の意義そのものが失われるおそれがあるものと考えております。

したがいまして、広域連合から中止・撤回の意見書は提出いたしません、必要に応じて要望はしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の退院指導がどれだけ採用され、その状態をどう考えているかのご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度の診療報酬で、長寿を迎えられた方ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、生活を支える医療を提供するため、退院に際し情報共有を円滑に行うた

め、入院中の医療機関の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が共同して療養の指導を行った場合の評価が新設されています。

この新設されました診療報酬に関するご質問と考えますが、診療報酬請求書（レセプト）の情報から抽出しなければなりませんので現在把握しておらず、お答えすることが困難でございますので、ご了承ください。

次に、3点目の集団健診も受けられるようにすべきとのご質問にお答えします。

平成20年度より市町村で実施しておりました基本健診が特定健診にかわり、実施主体が市町村から保険者にかわりました。なお、がん検診は健康増進法に基づき、引き続き市町村が実施主体となります。

後期高齢者医療制度では、75歳以上の方に対する健康診査等は広域連合の努力義務となっておりますが、平成20年度より実施する方向で市町村の保健師や担当者による保健事業推進協議会を平成19年度に設置し、長寿を迎えた方にふさわしい保健事業を検討してまいりました。

後期高齢者の方がお住まいの市町村で集団健診を受診できるようにするためには、後期高齢者医療の健康診査を市町村に委託し、がん検診と同時に実施する必要があるためでございますので、30市町村にアンケート調査を行ったところ、「広域連合の健康診査の実施の方法」では、広域連合単独で実施が13市町、「健診の実施方法」では、医療機関委託実施が15市町という結果になり、平成20年度は広域連合が直営で実施する医療機関委託になりました。

長寿を迎えた方にふさわしい保健事業は、生活習慣病に着目した健診も必要ですが、後期高齢者にふさわしい健診項目も必要だと考えてございます。今後も市町村や保健事業推進協議会等と、日常生活を保持増進させる施策など、長寿を迎えた方にふさわしい保健事業のあり方などについて検討を行っていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、4点目、保険料が今凍結されている社会保険の被扶養者家族の保険料徴収凍結を10月以降も続けるべきとのご質問にお答えいたします。

10月以降の2,100円のご負担を凍結するという事は、被用者保険の被扶養者の方の平成20年度の負担をゼロにするわけでございますが、被扶養者の方には有益なことでございます。

しかし一方、後期高齢者医療制度施行後、広域連合や市町村に国保の被扶養者だった方から、被用者保険の被扶養者が激変緩和及び特別対策等で保険料が減額されているのは、新たな制度なのに不公平だという意見が多く寄せられてございます。

また、制度施行後、「医療保険制度である以上、保険料を徴収しないのは違法である」と、そういう厚生労働大臣のコメントが報道されてございます。

したがいまして、後期高齢者医療も保険制度でございますので、保険制度の相互扶助や負担の公平の観点から、ご負担をいただくべきと考えております。

なお、今月15日、与党高齢者医療プロジェクトチームは、運用改善の追加策として、被用者保険の被扶養者の方の保険料の9割軽減措置を1年間延長する案が出されてございますので、その動向を注視してまいりたいと考えてございます。ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長 再質問ありませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。再質問をさせていただきます。

この後期高齢者医療で1万5,000円以上の収入のある人は天引きをされています。そして、収入がゼロの人、金がなければ世帯主が払えと、こういうことで、この保険料を支払わされているわけです。これは、私は憲法違反だと思います。

なぜならば、憲法には最低の文化生活を営む権利を有す、そして全国の各自治体等、3級地の1だとか1級地の何だとか、このように規定されていますね。九度山町は3級地の1です。そして、簡単な計算ですが、ひとり住まいの人で生活保護基準は1カ月8万だそうです。そうだとすれば、国民健康保険の人は最高で6万ぐらいですから、国民年金の人はほとんどすべて生活保護を受けられると、そういうことになります。それから見れば、月に1万5,000円の収入しかない、年金しかない、またはゼロである、それは扶養されとるだろうと思うんですが、ゼロの人もある。これは憲法違反ですよ。生活保護基準以下の人から税金や保険料を取ってはいけません。なぜならば、ぎりぎりの生活保護基準であった人から税金を取った、保険料を徴収したということになれば、生活保護基準以下になるからです。そうすれば憲法に違反しますね。だから、そういうことがこの社会保障と言われる仕組みの中で往々にされている。それが今、日本がヨーロッパ諸国、特に北欧などから比べて、それこそ一番社会保障に国民総生産からお金を使っていない国となっているわけです。

ですから、これ憲法違反だと私は思うんですが、連合長はどう考えていますか。

議長 お答え願います。

事務局長、田中友喜君。

〔事務局長 田中友喜君 登壇〕

事務局長 憲法のお話は私も余り詳しくないのでお答えできないと思うんですけども、違反であるかどうか私もわかりません。ただ、この制度では、18万以上の年金のある方については、介護と国保と合わせて2分の1を超えない場合は年金から天引きしますよということですが、現在この見直しまでされて、年金の方で180万以下の方であれば、世帯主が配偶者であれば普通徴収へ移ると、こういうことも今見直されているところでございます。また、所得割の控除にならないという部分がありましたので、この点も今検討されてございます。

そういう中で、憲法に違反しているかどうかということにつきましてはお答えできかねますが、我々といたしましては、さきに広域連合長がお答えいたしましたように、この制度の本来の創設されたねらいでありますいわゆる医療制度の意味そのものが、廃止することにより失われる可能性がございます。そういうことでご理解をいただきたいと。

それと我々広域連合につきましては、この30市町村で18年12月に規約を可決していただいて、この広域連合の中で後期医療制度を皆さんとともに運営をしていくという立場でございますので、我々としてはそれを廃止してというような意見書は、これはお許しを願いたいと。

ただ、先ほどから申し上げますように、被保険者の立場に立ち、それから30市町村の負担にできる限りならないような部分については、広域連合長の名前で国に意見を申し送りたいと、このように考えていますので、ご了承を願いたいと思います。

議長 再々質問ありますか。

13番、福井健次君。

福井議員 私が今質問したのは、一番欠けている問題なんですよ、日本に。今、日本国憲法があり、それに基づいてつくられた各種行政法があるわけです。あなた方、そこに座っておる人らは行政法の専門家ですよ。ヨーロッパでしたら、課長になったら住民から訴えられても弁護士なしで裁判を行える、それが普通の職員なんです。

私は、九度山町の職員に一般質問ごとぐらいに言っています。あなた方は行政法の専門家であり、行政法の一番大もとは憲法だ。そして、地方自治体においては地方自治法である。職員に対しては地方公務員法だ。これらを100回読みなさい。そして、自分たちがこの問題をどうとらまえていいのかわからん、この条文をどう解釈していかなければならないのか、それがわからない、そのときには憲法に戻りなさい。憲法の本質においてこの条文をどう判断するのか、そういうふうを考えなければ、住民の、ほんまに日本の憲法は国民の社会保障を充実しなさい、そういうふう決められているわけです。そこが守られていないからこそ、

このような問題が起きてくるわけです。年金1万5,000円しかない人も天引きされる。ない人からも、ないのやったら扶養者に、世帯主に払え、こんなの街金よりひどいよ。

だから、もっと職員の皆さんは「これは憲法違反ですよ、こんな制度は」と、間違っていたら勇気を持って指摘せないかんのですよ、行政に対して。ですから、そういうことを私はどこでも言っています。この間、県の職員が合併のことで来てくれたけれども、そのときでも話をしました。ですから、そういう立場に立っていない中でのこの高齢者医療の問題点が出てきているんです。

ですから、これ以上話をしましてもそう一遍にあなた方も変わってくれるということは期待できないので、少しずつ、ほんまはそういう観点になって行政で働く職員はしなければいけないし、連合長になったら憲法に基づいて自分たちが事業を進めていく。その中で問題点が出てきたら、どこに原因があるんだということで、原因がわかればそれを追求すると、国が悪かったら国へ言うていくと。私は、何としても連合長にこの大きな誤り、中曽根さんでも塩川正十郎さんでも言っているわけですよ。あの人は自分たちが75歳になって初めて気がついたのかもわかりませんよ。

私は、喫茶店なんかでも聞いていますけれども、「戦中戦後、それこそお国のために命をかけて戦ってきた。戦後は壊されてしまった町を再建するために命がけで頑張ってきた。それなのに我々が75歳になったら、なんじゃい、これ。もうおまえらあんまり役に立たへんさかいにはよ死ねて言うんかいと広域連合に行つてちゃんと言うてこな承知せんぞ。次の選挙にはどんだけしっかり言うてきたんか、にやほややつとつたら、おまえも次の選挙は危ないで」、こない言われてきたんですよ。それぐらい住民の皆さんは怒っとる。

残念ながら、さっきの請願は4人ほどしか賛成してくれていなかった。この請願には、ぜひとも高齢者、そして私たちもあと間もなく死も近づいとることやし、また高齢者にも近づいているんです。自分も後期高齢者に間もなく人ばかりやと思います。そういう中で、やはり自分たちの子供たちに少しでもいい制度を残すために、やはり今勇気を持って判断していてもらいたい、そういう時期だと思えます。

職員の皆さんにぜひともそういう憲法判断をやっぱりして、自分たちの抱えている住民の福祉の増進を図るためにはどうすべきかということをお考え願いたい、こういうふうに思います。答弁は要りません。

議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案も議員各位の終始真剣なご審議によりすべて議了し、無事閉会宣言ができました。議員各位に衷心より敬意をあらわすとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましてはご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げ、簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、真砂充敏君。

〔連合長 真砂充敏君 登壇〕

連合長 定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、終始にわたり慎重かつ熱心にご審議をいただき、提出いたしました諸議案につきまして、いずれもご賛同いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度については、長きにわたり議論を重ねた中で制度化されたものではございますが、制度施行後、さまざまな疑問点や問題点が浮き彫りにされたことも事実でございます。

さらに、秋の臨時国会において廃止法案の審議が予定されていると聞き及んでおりますが、最終的にはどのような形で結論が出されるのかいまだわかりませんが、いずれにいたしましても、国民生活に無用な混乱を生じさせることのないよう適正な判断がなされることを切に願うものでございます。

つきましては、議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長 これにて平成20年7月23日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午後3時5分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 宮 本 勝 利

前 議 長 井 口 弘

前 副 議 長 角 將 範

署 名 議 員 田 中 賢 司

署 名 議 員 岡 谷 裕 計

